株　主　各　位

# 第98回定時株主総会招集ご通知に際しての
# インターネット開示事項


**事業報告**

■会社の新株予約権等に関する事項 …… 1頁
■取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制 … 2頁
■業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 …… 5頁
■会社の支配に関する基本的な考え方 …… 7頁

**連結計算書類**

■連結株主資本等変動計算書 …… 8頁
■連結注記表 …… 9頁

**計算書類**

■株主資本等変動計算書 …… 15頁
■個別注記表 …… 17頁


（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

愛知時計電機株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.aichitokei.co.jp/）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

## 会社の新株予約権等に関する事項

1．当事業年度の末日に当社取締役（取締役であった者を含む。）が保有している新株予約権等の状況

| 割当の対象者 | 名称 | 行使価額 | 行使期間 | 個数 | 保有者数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 取　締　役<br>（社外取締役は除く） | 第４回<br>新株予約権 | １株につき１円 | 2014年８月13日から<br>2034年８月12日まで | ８個 | １名 |
| 取　締　役<br>（社外取締役は除く） | 第５回<br>新株予約権 | １株につき１円 | 2015年８月19日から<br>2035年８月18日まで | ５個 | １名 |
| 取　締　役<br>（社外取締役は除く） | 第６回<br>新株予約権 | １株につき１円 | 2016年８月18日から<br>2036年８月17日まで | ８個 | １名 |
| 取　締　役<br>（社外取締役は除く） | 第７回<br>新株予約権 | １株につき１円 | 2017年８月18日から<br>2037年８月17日まで | 13個 | ２名 |
| 取　締　役<br>（社外取締役は除く） | 第８回<br>新株予約権 | １株につき１円 | 2018年７月19日から<br>2038年７月18日まで | 15個 | ２名 |
| 取　締　役<br>（社外取締役は除く） | 第９回<br>新株予約権 | １株につき１円 | 2019年７月20日から<br>2039年７月19日まで | ６個 | １名 |

（注）１．当社は、役員報酬制度改定の一環として役員報酬体系の見直しを行い、2011年５月９日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を2011年６月29日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。以降、取締役及び監査役の報酬等の額とは別枠として、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、取締役（社外取締役を除く。）については年額30百万円以内、監査役（非常勤監査役を除く。）については年額５百万円以内として、取締役及び監査役に付与することをご承認いただいております。

２．当社は、2020年6月24日開催の第97回定時株主総会において、譲渡制限付株式の割当て報酬制度の導入を決議しております。同時に、上記１の株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬額の定めを廃止し、当該報酬額の定めに基づくストック・オプションとしての新株予約権の割当ては今後新たに行わない旨の決議をいただいております。

**取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制**

当社は、「信頼・創造・奉仕」の企業理念のもとで、事業を健全かつ持続的に発展させるために、内部統制の整備・運用が経営上の重要課題であると考え、会社法及び会社法施行規則、並びに金融商品取引法の規定に従い、次のとおり「内部統制システムの基本方針」を定めております。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社グループの全ての役員及び従業員が「企業行動憲章」に定めた行動規範により、市民社会の一員として行動します。
(2) 社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンス規程」に基づき、当社グループのコンプライアンス活動を推進します。
(3) 当社グループの「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、定期的な教育・研修によりコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。
(4) グループ各社も対象とする「倫理ヘルプライン規程」に基づき、通報者の保護を徹底した内部通報窓口を設置し、法令遵守及び企業倫理に関する情報の早期把握・解決を図ります。また、内部通報者に不利益が生じないことを確保します。
(5) 内部監査室が、コンプライアンスを含む内部統制の整備・運用状況を監査します。
(6) 外国の子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、本項に準じて業務の適正を確保する体制とします。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 取締役会、経営会議その他の重要な会議の記録、稟議書等の決裁記録など、取締役の職務の執行に係る情報を、「機密文書等管理規程」に則り記録・保存・管理します。
(2) 取締役及び監査役は、監督、監査のために、必要に応じ、上記の情報を閲覧できるものとします。

3．損失の危険の管理に関する規定その他の体制
(1) 社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、「リスク管理規程」に基づき、当社グループに係るリスクを総合的に識別、評価します。
(2) 重要なリスクについて計画的に対策を実施し、「リスク管理委員会」で進捗状況を管理します。
(3) 経営に重大な影響を及ぼす危機が発生し、または発生する恐れが生じた場合は、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、迅速な有事対応を図ります。
(4) 内部監査室が、全社のリスク管理の状況を監査します。

(5) 上記(1)～(4)のリスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、当社グループ全体の業務の適正化を図ります。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役会を原則月一回開催し、経営上の重要な意思決定かつ業務執行の監督・監視を行い、その決定に基づく業務執行は執行役員（兼務取締役含む。）が、分担業務を責任及び権限をもって執行します。
(2) 各業務執行ラインは、「中期経営計画」及び「年次計画・年次予算」に基づき、目標設定を行い、目標達成のために活動します。また、執行状況を執行会議等で把握し、適切な管理を行います。
(3) 「職務権限規程」、「業務分掌規程」、社内各委員会関連規程等により、職責及び組織の役割、機能、権限を明確にし、適切な役割分担と連携により職務を遂行します。
(4) 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、「グループ会社管理規程」に基づき、当社グループ経営を適正かつ効率的に運営します。

5．当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 関連事業室を子会社及び関連会社管理の担当部門とし、「グループ会社管理規程」に基づき、親子会社間の公正な取引を担保する体制、リスク管理体制、コンプライアンス体制等について、企業グループ一体のものとして整備・運用します。
(2) 子会社の経営の重要な事項に関しては、「グループ会社管理規程」に基づき、当社の承認または当社への報告を求め、業務の適正性を確認します。

6．財務報告の信頼性を確保するための体制
(1) 取締役を委員長とする「内部統制評価委員会」を設置し、「内部統制評価規程」に基づき、財務報告に係る内部統制の評価及び是正を行います。
(2) 委員長は、評価経過及び評価結果を、適時、経営会議に報告します。

7．監査役の補助使用人に関する事項
監査役の職務を補助する部署として、監査役会の下に「監査役室」を設置し、監査役スタッフを配置します。

8．監査役の補助使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性に関する事項
(1) 監査役補助業務の独立性を確保するため、監査役スタッフの人事異動、人事考課、並びに懲戒について、取締役は事前に常勤監査役と協議するものとします。

(2) 業務執行に係わる担当者が「監査役室」を兼務する場合、もしくは内部監査部門、内部統制部門の担当者が監査役の指示により補助業務を行う場合にあっては、業務執行系列の指揮命令権は、当該監査役補助業務には及ばないものとします。

9．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び部門長は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役及び従業員の法令・定款違反行為を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとします。

(2) 内部監査室の監査報告、内部通報制度における通報事項について、都度、監査役に報告するものとします。

(3) 取締役及び部門長は、経営会議、執行会議等の主要会議において、または業務報告等の主要報告書により、監査役に対し当社及びその子会社の経営上及び執行上の重要事項を報告するものとします。

(4) 当社は、内部通報制度の利用を含む監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底します。

10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役と監査役との意思疎通を図るため、意見交換、情報交換を適時に実施します。

(2) 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合には、弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携を図ることができる環境を確保・整備します。

(3) 監査役が職務の遂行において生ずる費用の請求をするときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができないものとします。

11．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、「企業行動憲章」において市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、毅然とした態度で対応する旨を定め、反社会的勢力との関係排除に向け、当社グループ全体で企業倫理の浸透に取り組みます。また、関係機関等からの情報収集に努め、近隣警察、顧問弁護士等と緊密に連携し、適切に対処し反社会的勢力の排除に取り組みます。

**業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

１．コンプライアンス体制

当社では「コンプライアンス委員会」を設置しており、当事業年度では４回開催しました。

当該委員会では、コンプライアンスに関する教育研修計画、社内意識調査（アンケート）を策定し、従業員のコンプライアンス意識向上、社内のコンプライアンス活動推進に努めております。

さらに全従業員が「コンプライアンス規程」に従い、自主的に行動できるように「コンプライアンス・マニュアル」を制定しており、各部門長、各職場推進者を通して周知徹底を図っております。

一方、グループ会社を含む、社内、社外の通報窓口による内部通報制度を構築しており、早期に問題事案の対応を図るよう、努めております。

２．内部監査体制

当社では、内部統制システムの整備・運用状況を合法性と合理性の観点から検証・評価するために、業務執行ラインから独立した内部監査室を設置しております。

内部監査室は、本社、支店・営業所、子会社・関連会社を含む業務全般を対象として内部監査を行い、必要に応じて不備是正のための指示を行うとともに、監査結果を代表取締役社長ほか経営陣、監査役に報告しております。

当事業年度においては２支店、２営業所、２拠点工場、子会社１社を往査しました。国内外の拠点往査の一部は実施を見合わせましたが、監査対象とする事業所からの書面回答、関連資料の取得等代替的な対応を実施しました。

また、内部監査室は、監査役及び会計監査人と常に連絡、調整し、監査の効率的な実施に努めております。

３．リスク管理体制

当社は、当社及びグループ会社が被る損失又は不利益を最小限とするために、「リスク管理委員会」、「防災委員会」を中心とするリスク管理体制を確立しております。

「リスク管理委員会」は、当社グループの業務執行に関する各種リスクについて、情報収集、分析及び評価を行っております。当事業年度においては４回開催し、大規模地震対策、ＢＣＰ、新型コロナウイルス感染症など、様々な事項について対応を議論いたしました。また、新型コロナウイルス感染症対策会合を立ち上げ、情報共有や方針及び諸施策の検討を行いました。

一方、「防災委員会」は、災害備蓄品確保、実地訓練、教育・啓発活動の実施により、災害時のリスク軽減、リスク発生の防止を推進しており、当事業年度は２回開催いたしました。ま

た、当社国内事業所を対象にした安否確認システムの訓練及び本社工場・岡崎工場にて避難訓練を実施いたしました。

４．効率的職務執行体制

当社の取締役会は、社外取締役２名を含む取締役10名で構成され、社外監査役２名を含む監査役３名も出席しております。「取締役会規則」の定めに従い、原則として毎月１回の定時取締役会を開催し、業績の状況確認及び対策の協議、検討を行うなど、機動的に対応しております。

５．子会社管理体制

当社が定める「グループ会社管理規程」に基づき、子会社に必要とされる承認事項については、親会社である当社への事前報告もしくは申請を行い、当社において十分な検討を行い、承認決裁を行うことで、子会社の業務の適正を確保しております。

６．財務報告に係る内部統制

当社は、「内部統制評価規程」に基づき、「内部統制評価委員会」を開催しており、当事業年度中に４回開催いたしました。同委員会は、財務報告の信頼性を確保する体制の整備と運用状況について、厳格な評価を実施しております。

内部監査室は、内部監査計画に基づき、通常の業務監査、財務報告に係る内部統制評価を実施しております。

７．監査役監査の実効性確保体制

監査役は、取締役会、経営会議､執行会議、「コンプライアンス委員会」等の重要会議に出席し、また、稟議書等の決裁書類や業務報告等の閲覧により、業務執行の意思決定の状況や内部統制の状況を確認しております。

また、監査役は、当社事業所及びグループ会社への往査や、代表取締役、社外取締役、内部監査室その他の執行部門との情報交換、意見交換により監査の実効性向上を図っております。

さらに、内部監査結果、内部通報の内容についても都度、監査役に報告される体制となっております。

監査役スタッフとしては、「監査役室」に兼務者１名を配置するほか、管理本部等の執行部門が監査役の要請に応じて調査、報告を行っております。

**会社の支配に関する基本的な考え方**

現在のところ、当社株式の大量買付に係る具体的な脅威が生じているわけではなく、また、当社としても、そのような買付者が出現した場合の具体的な取り組みを、あらかじめ定めてはおりません。

ただし、株主各位から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、有事対応の初動マニュアルを作成するほか、株式の大量取得を企図する者が出現し、当該大量取得が不適切な者によると判断される場合には、具体的な対抗措置の内容等を速やかに決定し、実行いたします。

買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題の一つとして、買収行為を巡る法制度や関係当局の判断・見解、世間の動向等を注視しながら、今後も継続して検討を行ってまいります。

# 連結株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位　百万円）

| 残高及び変動事由 | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 3,218 | 311 | 24,962 | △ 14 | 28,478 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △ 615 | | △ 615 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 2,987 | | 2,987 |
| 自己株式の取得 | | | | △ 264 | △ 264 |
| 自己株式の処分 | | △ 77 | | 214 | 136 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | 77 | △ 77 | | - |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | 2,294 | △ 50 | 2,244 |
| 当期末残高 | 3,218 | 311 | 27,257 | △ 64 | 30,722 |

| 残高及び変動事由 | その他の包括利益累計額 | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 2,907 | △ 66 | △ 1,129 | 1,712 | 127 | 30,318 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △ 615 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | 2,987 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △ 264 |
| 自己株式の処分 | | | | | | 136 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | | | | | - |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 1,004 | △ 82 | 985 | 1,907 | △ 112 | 1,795 |
| 当期変動額合計 | 1,004 | △ 82 | 985 | 1,907 | △ 112 | 4,039 |
| 当期末残高 | 3,911 | △ 148 | △ 144 | 3,619 | 15 | 34,357 |

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 注 記 表

**連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等**

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 … ５社

連結子会社の名称 … ㈱アイセイテック、アイチ梱包運輸㈱
大連愛知時計科技有限公司、アイチ木曽岬精工㈱
愛知時計電機ベトナム有限会社

(2) 非連結子会社の数 … １社

非連結子会社の名称…アイテックス㈱

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2．持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社（アイテックス㈱）及び関連会社（台湾愛知儀錶科技股份有限公司）は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、大連愛知時計科技有限公司及び愛知時計電機ベトナム有限会社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4．会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの … 連結決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）

時価のないもの … 移動平均法による原価法

②たな卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く。）

定　率　法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く。）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

取締役に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の処理

金利スワップについて特例処理を行っております。

②退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産及び負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間（13年～16年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

**表示方法の変更に関する注記**

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年３月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

**会計上の見積りに関する注記**

連結貸借対照表に有形固定資産を8,308百万円計上しており、その内、連結子会社㈱アイセイテックにおける今治第二工場（水道関連機器製造工場）の有形固定資産が806百万円（内訳は建物等601百万円、機械装置等50百万円、土地153百万円）含まれております。

今治第二工場は旧工場建屋の老朽化等対応及び既設の今治第一工場（ガス関連機器製造工場）との集約化等を目的として、2020年５月に竣工し2020年11月より操業開始しておりますが、同社の「設備投資回収計画」によれば、投資額の回収も中期経営計画の対象期間を超える長期間に亘るものであるため、計画通りに見込まれるかは相対的に不確実性が高くなるものと考えられます。

実際に投資回収が計画と異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、有形固定資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

**連結貸借対照表に関する注記**

有形固定資産の減価償却累計額　　21,758百万円

**連結株主資本等変動計算書に関する注記**

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 株式の種類 | 当連結会計年度期首株式数（千株） | 増加株式数（千株） | 減少株式数（千株） | 当連結会計年度末株式数（千株） |
|---|---|---|---|---|---|
| 発行済株式 | 普通株式 | 5,140 | - | - | 5,140 |
| 自己株式 | 普通株式 | 3 | 60 | 49 | 14 |

（注）１．自己株式の増加は、取締役会決議に基づく自己株式取得による増加60千株、単元未満株式の買取による増加0千株であります。

２．自己株式の減少は、譲渡制限付株式報酬によるものであります。

２．配当に関する事項

（1）配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(百万円) | １株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2020年６月24日定時株主総会 | 普通株式 | 359 | 70 | 2020年３月31日 | 2020年６月25日 |
| 2020年11月２日取締役会 | 普通株式 | 256 | 50 | 2020年９月30日 | 2020年11月26日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2021年６月22日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| | |
|---|---|
| ① 配当金の総額 | 410百万円 |
| ② １株当たりの配当額 | 80円 |
| ③ 基準日 | 2021年３月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2021年６月23日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3．当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

| | |
|---|---|
| 普通株式 | 5,500株 |

**金融商品に関する注記**

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金や安全性の高い債券等に限定し、資金調達については信頼性の高い銀行等金融機関からの借入によっております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理に関する当社内規に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金であり、一部の借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引の実行及び管理は内部規定に基づき経理部内の各担当において相互牽制と、チェック・監査を行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 連結貸借対照表計上額(※１) | 時価(※１) | 差額 |
|---|---|---|---|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| (1) 現金及び預金 | 13,843 | 13,843 | - |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 13,279 | 13,279 | - |
| (3) 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 8,922 | 8,922 | - |
| (4) 支払手形及び買掛金 | (3,934) | (3,934) | - |
| (5) 電子記録債務 | (2,647) | (2,647) | - |
| (6) 短期借入金 | (298) | (298) | - |
| (7) 未払法人税等 | (1,106) | (1,106) | - |
| (8) 長期借入金 （※２） | (5,433) | (5,431) | (1) |
| (9) デリバティブ取引 | - | - | - |

（※１） 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

（※２） １年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5)電子記録債務、(6) 短期借入金、並びに(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(9)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(8)参照）。

２．非連結子会社株式及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額60百万円）及び非上場株式（その他有価証券　連結貸借対照表計上額525百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

**１株当たり情報に関する注記**

| | |
|---|---|
| １．１株当たり純資産額 | 6,700円 65銭 |
| ２．１株当たり当期純利益 | 583円 95銭 |

# 株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位　百万円）

| 残高及び変動事由 | 株主資本 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | | | 利益剰余金合計 |
| | | | | | | 特別償却準備金 | 固定資産圧縮積立金 | 固定資産圧縮特別勘定積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 3,218 | 306 | - | 306 | 585 | 8 | 373 | 2 | 17,386 | 4,448 | 22,804 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | |
| 特別償却準備金の取崩 | | | | | | △ 8 | | | | 8 | - |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | | | | | △ 6 | | | 6 | - |
| 固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩 | | | | | | | | △ 2 | | 2 | - |
| 別途積立金の積立 | | | | | | | | | 1,600 | △ 1,600 | - |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | | | △ 615 | △ 615 |
| 当期純利益 | | | | | | | | | | 2,725 | 2,725 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | △ 77 | △ 77 | | | | | | | |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | | 77 | 77 | | | | | | △ 77 | △ 77 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | △ 8 | △ 6 | △2 | 1,600 | 449 | 2,032 |
| 当期末残高 | 3,218 | 306 | - | 306 | 585 | - | 367 | - | 18,986 | 4,898 | 24,836 |

| 残高及び変動事由 | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | △ 14 | 26,314 | 2,907 | 2,907 | 127 | 29,349 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 特別償却準備金の取崩 | | - | | | | - |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | - | | | | - |
| 固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩 | | - | | | | - |
| 別途積立金の積立 | | - | | | | - |
| 剰余金の配当 | | △ 615 | | | | △ 615 |
| 当期純利益 | | 2,725 | | | | 2,725 |
| 自己株式の取得 | △ 264 | △ 264 | | | | △ 264 |
| 自己株式の処分 | 214 | 136 | | | | 136 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | - | | | | - |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | 1,004 | 1,004 | △ 112 | 892 |
| 当期変動額合計 | △ 50 | 1,981 | 1,004 | 1,004 | △ 112 | 2,873 |
| 当期末残高 | △ 64 | 28,296 | 3,911 | 3,911 | 15 | 32,223 |

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 個 別 注 記 表

**重要な会計方針に係る事項に関する注記**

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの … 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。)

時価のないもの … 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。）

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

定　率　法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く。）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

取締役に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間（13年～16年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
(1) ヘッジ会計の方法
金利スワップについて特例処理を行っております。
(2) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

**表示方法の変更に関する注記**

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年３月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

**会計上の見積りに関する注記**

貸借対照表に関係会社長期貸付金を209百万円計上しており、その内、連結子会社㈱アイセイテックに対する貸付金が170百万円含まれております。

同社においては、今治第二工場新設に係る設備投資を実施しており、この設備投資資金として当該融資を実行しており、「子会社貸付金回収計画」は同社の事業計画及び新工場設備投資回収計画を基礎として作成されています。

不確実性は連結注記表の「会計上の見積りに関する注記」に記載の内容と同様であり、実際に貸付金回収が計画と異なった場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社長期貸付金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

**貸借対照表に関する注記**

| | |
|---|---|
| 1．有形固定資産の減価償却累計額 | 19,801百万円 |
| 2．関係会社に対する短期金銭債権 | 824百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務（貸借対照表に区分表示したものを除く） | 638百万円 |
| 3．取締役に対する長期金銭債務 | 14百万円 |

**損益計算書に関する注記**

関係会社との取引高

| | |
|---|---|
| 営業取引 | |
| 売上高 | 1,194百万円 |
| 売上原価 | 3,498百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 899百万円 |
| 営業取引以外の取引 | 217百万円 |

**株主資本等変動計算書に関する注記**

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

| | |
|---|---|
| 普通株式 | 14,811株 |

**税効果会計に関する注記**

1．繰延税金資産

| | |
|---|---|
| 退職給付引当金 | 2,140百万円 |
| その他 | 1,719百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 3,859百万円 |
| 評価性引当額 | △ 203百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 3,656百万円 |

2．繰延税金負債

| | |
|---|---|
| その他有価証券評価差額金 | △ 1,660百万円 |
| 退職給付信託 | △ 573百万円 |
| その他 | △ 698百万円 |
| 繰延税金負債合計 | △ 2,931百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 724百万円 |

**関係当事者との取引に関する注記**

役員及び主要株主等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金（百万円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合（%） | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（百万円） | 科目 | 期末残高（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 役員 | 神田　廣一 | - | - | 当社<br>代表取締役 | （被所有）<br>直接 0.34 | - | 新株予約権の放棄（注）1 | 60 | - | - |
| | | | | | | | 譲渡制限付株式の割当（注）2 | 60 | - | - |
| 役員 | 星加　俊之 | - | - | 当社<br>代表取締役 | （被所有）<br>直接 0.20 | - | 新株予約権の放棄（注）1 | 27 | - | - |
| | | | | | | | 譲渡制限付株式の割当（注）2 | 27 | - | - |
| 役員 | 大西　和光 | - | - | 当社<br>取締役 | （被所有）<br>直接 0.23 | - | 新株予約権の放棄（注）1 | 39 | - | - |
| | | | | | | | 譲渡制限付株式の割当（注）2 | 39 | - | - |
| 役員 | 高須　宏之 | - | - | 当社<br>取締役 | （被所有）<br>直接 0.16 | - | 新株予約権の放棄（注）1 | 23 | - | - |
| | | | | | | | 譲渡制限付株式の割当（注）2 | 23 | - | - |
| 役員 | 杉野　和記 | - | - | 当社<br>取締役 | （被所有）<br>直接 0.16 | - | 新株予約権の放棄（注）1 | 25 | - | - |
| | | | | | | | 譲渡制限付株式の割当（注）2 | 26 | - | - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．2020年６月24日株主総会において、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度の導入決議と同時に廃止された、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬制度における、新株予約権の放棄であります。なお、取引金額については、2020年９月18日（契約締結日）の東京証券取引所における、当社の普通株式の終値に基づき決定しております。

2．譲渡制限付株式報酬制度に基づき、2020年６月24日開催の当社取締役会決議により割り当てられた譲渡制限付株式（新株予約権の放棄分）であります。なお、取引金額については、2020年６月23日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における、当社の普通株式の終値に基づき決定しております。

**１株当たり情報に関する注記**

１．１株当たり純資産額　6,284円 30銭

２．１株当たり当期純利益　532円 64銭

**連結配当規制適用会社に関する注記**

当社は、連結配当規制適用会社であります。